

夏のまつり in もり一般出店規約

出店条件

- (1) 出店者は応募時点で年齢が満 20 才以上であること。

免責

- (1) 出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- (2) 装飾や看板の設置などは、出店者の管理責任のもと細心の注意を払い行うこと。第三者に被害があった場合、主催者は一切の責任を負いません。

イベントへの申込み

- (1) 申込み内容を元にご検討します。申込みされた全ての方に必ずしも参加いただけるものではございません。
- (2) 森観光協会が作成したお申込書類（申込書・営業許可書コピー・消防用の開設届・店内配置図）の提出を義務とします。
- (3) フリーマーケットではございませんので、家庭の不要物などの販売は出来ません。
- (4) 自主的な活動をする個人、グループ、団体単位での申込みが可能です。

搬入搬出

- (1) 搬入搬出作業は、各自、責任下でおこなってください。荷運び等のお手伝いスタッフはおりません。
- (2) 搬入後は、お車を指定の駐車場にご移動ください。（連結車輛も同様となります）
- (3) 交通規制が 17：30～22：00（お祭り終了次第規制解除）まで入りますので、規制が解除されるまで店舗の移動はできません。

備品について

- (1) 電力につきましては各自ご準備ください。

出店料について

- (1) 出店料の支払い方法は当日、本部テント（駅前）にて現金でお支払いとします。
- (2) 出店許可通知以降は、出店キャンセルをお申し出されても、出店料の支払い義務が生じますことをご了承ください。その際にご請求書を送付いたします。
- (3) 出店料は会場使用料、許可使用料など、運営費全般に充てられます。そのため如何なる理由であっても返金に対応できません。

(4) 出店料は1店舗あたり3,000円とします。

出店品目について

(1) 焼き鳥（豚・鶏）とアルコールの販売を禁止とします。

出店キャンセルについて

(2) 雨天決行イベントは、天候を理由とした出店キャンセルはできません。

催行中止について

(1) 激しい雨や強風その他の天候不順、自然災害、事件、事故等により安全の為、主催者の判断で当イベントを中止または内容変更することがございます。その場合、出展料の返金、及び、売上補償はございません。予めご了承いただいた方のみお申し込みください。

権利侵害について

- (1) 模倣品の販売禁止。模範品とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことを言います。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがあります。
- (2) 海賊版の販売禁止。海賊版とは、著作権、著作隣接権を侵害する製品のことを言います。例えば、アニメーションやゲームソフトなどが著作権者に無断で複製され、販売されていることなどがあります。
- (3) 商用禁止布を用いたハンドメイド作品の販売禁止。ワークショップで使用する生地も同様です。デザインに著作権者がいる等の理由で、商用利用が禁止されている生地、商用禁止布、又は 商用不可布と呼びます。アニメキャラクターが描かれているものは、ほぼ該当いたします。
- (4) 出店時、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。注意勧告に従わない場合は、即時出店を中止いただきます。出店者はモラルとマナーを守って、責任ある商品の提供をおこなうよう努めてください。